

発議第5号

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成22年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 中 箴 博 之

賛成者 高山市議会議員 下 山 清 治
杉 本 健 三
伊 嵩 明 博
中 田 清 介
水 門 義 昭
野 村 末 男
木 本 新 一
岩 垣 和 彦

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

地方自治体からの国に対する陳情・要望については、昨年末にその窓口が一元化されたことにより、政府に対して直接、地方の声を届ける方法がこれまでと変更され、「本当に、地方の声が国に届くのか」という不安や批判の声が各地で渦巻いています。

政府の中からも総務大臣が、昨年11月7日に開催された「地方分権推進全国会議」において、「首長は主権者の代表であり、中央政府の人間が誰かを通さないと首長と会わないというようなことは、絶対にあってはならない」という趣旨の発言をされています。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に多様化、専門化している行政への要望の窓口が閉ざされることは、憲法で保障する国民の請願権を否定することにもなりかねません。

よって、国におかれては、行政府として直接、地方の声に耳を傾け、しっかりと受け止める仕組みを保障するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

高山市議会